

三条市労働環境改善・働きがい向上モデル企業創出事業
「選ばれる職場づくり支援事業」業務委託
仕様書

1 業務名

三条市労働環境改善・働きがい向上モデル企業創出「選ばれる職場づくり支援事業」業務

2 事業の目的

年間の休日数や多様で柔軟な働き方が可能な環境の有無、研修制度や人事評価制度等のキャリア支援の充実度など、働きやすい労働環境であるかどうかは現在の職場選択の重要なポイントとなっている。

本事業では、三条市経済ビジョンに基づき、これらに対応するための職場づくりを支援し、市内企業の人材確保及び人材定着を図る。

【三条市経済ビジョン】

三条市のアイデンティティである「ものづくり」の持続的発展のため、経済ビジョンとして「よくつくる、よくいきる～豊かに生き生きと働き、技術力を基軸に時代とともに進化し続けるものづくりのまち～」を掲げている。

「技術力を基軸とする不易流行のものづくり」と「人を大切にするウェルビーイングな雇用労働環境の整備」の2つの好循環により地場産業の未来を担う人材の確保と生産性の向上を実現し、地域の「稼ぐ力」を高めていくことを目指している。

※「三条市経済ビジョン」詳細は三条市ホームページ参照

<https://www.city.sanjo.niigata.jp/soshiki/keizaibu/shokoka/sangyo/economicvision/16902.html>

3 履行期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

4 業務内容

(1) 労働環境改善コンサルティング

ア コンサルティング対象企業の公募

人材確保及び人材定着につながる良質な雇用労働環境の整備に取り組む意欲のある市内企業を公募する。公募周知用チラシ等の作成、また、市内企業への訪問等によりコンサルティング対象企業を集める※。なお、三条市経済部商工課（以下、「委託者」という。）は三条市ホームページへの掲載等により、市内参加企業の募集に協力する。

※ コンサルティング対象企業の採択は少なくとも6社を予定。

【コンサルティング対象企業の要件】

- ・市の基幹産業である金属加工を中心とするものづくりに関わる業種（製造業、卸売業等）であること。
- ・中小企業基本法で規定する市内中小企業者であること。
- ・他の事業者へのモデル事業とするため、事業終了後に事例発表等を行う場合に協力できる企業であること。
- ・本事業終了後も、引き続き労働環境改善に努め、委託者による効果検証に対応できる企業であること。

イ コンサルティング対象企業の応募取りまとめ等

応募企業を取りまとめ、委託者が対象企業を選定するための意見交換を行う。

ウ コンサルティングの実施

- ・コンサルティング対象企業と実施内容の検討、調整を行い、内容に応じて適切な目標や評価指標を設定し、伴走型のコンサルティングとしてアクションプランの提案及び実現のための適切なアドバイスや支援を行う。なお、コンサルティングの実施に当たっては、必要に応じて委託者も同行するものとする。
- ・人材確保及び人材定着を図るため、金属加工を中心とするものづくりに関わる業種（製造業、卸売業等）の地域特性を理解した上で、休日数の増加や柔軟な働き方といったワークライフバランスの観点、研修制度や人事評価制度などのキャリア支援の観点等を踏まえ、コンサルティング対象企業と調整して方向性を決定すること。
- ・コンサルティング対象企業と調整の上、全体スケジュールを策定し、目標を含めて委託者へ事前に共有する。
- ・コンサルティング実施前に、実施予定日を委託者へ報告する。
- ・コンサルティング実施後に、都度、実施日単位でコンサルティング内容を委託者へ報告する。
- ・コンサルティングに係る費用は1社当たり2,934,000円（消費税及び地方消費税含む。）を上限[※]とし、2分の1を市が本業務の委託料として負担し、残りの2分の1をコンサルティング対象企業が負担するものとする。

※ 本事業におけるコンサルティングの期間は、令和7年7月から最長で令和8年3月までとし、1月当たりの1社コンサルティング費用は上限326,000円（消費税及び地方消費税含む。）を原則とする。

エ コンサルティング実施評価・分析及びフィードバック

- ・コンサルティング実施前後に、従業員への効果測定としてウェルビーイング指標によるアンケート調査「はたらく人の幸せ／不幸せ診断」（出典「パー

ソル総合研究所・慶應義塾大学前野隆司研究室」)等を実施し、コンサルティング実施事業者の目標の達成状況を評価分析すること。また、調査項目は市と協議の上で設定するものとし、実施にあたっては回答者が特定できないようにするほか、Web 等により簡易に回答できるようにすること。

- ・コンサルティング対象企業へ目標の達成水準の評価・分析とともに上記内容をフィードバックし、今後の方針についてアドバイスする。

(2) 実績報告書の提出

ア 中間実績報告書の提出

令和7年11月末時点の中間報告として、本事業の実施内容をまとめたものを令和7年12月中旬までに委託者に提出する。

イ 最終実績報告書の提出

最終実績報告として、本事業の実施内容、結果及び分析内容等をまとめたものを令和8年3月25日までに委託者に提出する。

5 業務の実施方法

- (1) 業務の内容に応じて、三条市役所、コンサルティングを行う企業その他委託者が指定する場所への来訪、あるいはリモートワークにより行うものとする。
(業務内容に応じて適宜調整を行う。)
- (2) 業務を円滑に進めるため、業務の内容や進捗等を踏まえて、委託者と随時、メール、電話、打合せ等により、必要な調整、対応の協議等を行うものとする。

6 基本的な業務スケジュール (予定)

5月下旬～6月中旬	コンサルティング対象企業の公募
6月下旬	コンサルティング対象事企業のとりまとめ等
7月～3月	コンサルティングの実施
12月中旬まで	中間実績報告書の提出
3月25日まで	最終実績報告書の提出

7 委託料上限額

8,816,000 円 (消費税額及び地方消費税額を含む。)

8 成果品等の提出について

次の資料を電子データにより委託期間終了までに提出するものとする。

- (1) 事業実績報告書
- (2) その他業務上で作成した資料等

9 再委託

事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理部分について、再委託は原則禁止とする。ただし、一部の履行を第三者に委託する必要がある場合は、あらかじめ市の承認を得ることとする。

10 その他特記事項

本仕様書に疑義が生じたとき、又は本仕様書に定めのない事項については、その都度、委託者と協議してこれを定めるものとする。